

令和8年小野町議会定例会6月会議

議 事 日 程 （第2号）

令和8年6月11日（木曜日）午後6時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	古 崎 泰 介 君	2番	橋 本 善 雄 君
3番	國 分 順 一 君	4番	羽 生 洋 市 君
5番	會 田 百 合 子 君	6番	緑 川 久 子 君
7番	先 崎 勝 馬 君	8番	竹 川 里 志 君
9番	宗 像 芳 男 君	10番	水 野 正 廣 君
11番	中 野 孝 一 君	12番	田 村 弘 文 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	村 上 昭 正 君	副 町 長	藤 本 達 君
教 育 長	有 賀 仁 一 君	総 務 課 長 兼 デ ジ タ ル 推 進 室 長	先 崎 秀 一 君
企画政策課長兼 まちづくり 推 進 室 長	折 笠 颯 一 君	町 民 生 活 課 長	矢 吹 昌 之 君
健康福祉課長	佐 藤 金 哉 君	子 育 て 支 援 課 長	吉 田 隆 君
産業振興課長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 牧 英 一 君	地 域 整 備 課 長 兼 新 庁 舎 整 備 室 長	矢 吹 浩 司 君
教 育 課 長	赤 坂 泰 秀 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 兼 税 務 課 長	味 原 廣 一 君
代表監査委員	佐 久 間 金 治 君	農 業 委 員 会 会 長	宗 像 智 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	郡 司 治 子	次 長	猪 狩 信 輔
書 記	吉 田 浩 太 朗	書 記	国 分 勝 理

開議 午後 6時00分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和8年小野町議会定例会6月会議、第2日目を開きます。

ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（田村弘文君） 日程第1、一般質問を行います。

議長の手元に届いている一般質問通告者は6名であり、通告順に一般質問を行います。

なお、本日の一般質問につきましては、小野町議会運営基準及び会議規則並びに小野町議会基本条例に基づいて行います。

次に、質疑応答は一問一答式を採用し、質疑の回数は3回までといたします。質問者は事前の通告内容に従い、簡潔明瞭に質問し、執行部におかれましては丁寧かつ前向きな答弁を期待いたします。

◇ 緑 川 久 子 君

○議長（田村弘文君） 初めに、6番、緑川久子議員の発言を許します。

6番、緑川久子議員。

〔6番 緑川久子君登壇〕

○6番（緑川久子君） 皆様、こんばんは。本日は夜間議会の開催ということで多くの方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って私からは3点質問します。

まず初めに、5月6日の部活動移動中に起きた磐越自動車道のマイクロバス事故を踏まえまして、小・中学校の部活移動の安全対策について質問します。

磐越自動車道での高校生など21人が死傷したマイクロバス事故は大変痛ましく、これまでもこうした部活動移動時の事故は繰り返し起きてきました。喫緊の課題として、安全対策が急がれています。

県の教育委員会では今回の事故を受け、学校などの各教育機関に対して、国の定める貸切りバス安全確保ガ

イドラインを改めて周知するなど、安全確保に向けた対策を強化し、進める方針を示していますが、部活や校外活動などで移動する際の具体的な安全対策については、国の指針は定められておりません。具体的な運用については各学校に任されており、保護者や学校の負担が重いことなどが指摘されていました。

これからは部活の地域移行や教職員の働き方改革など、部活の在り方も変わってくると思います。地域の実情を踏まえた子供たちの移動時における安全対策が求められてくることから、小・中学校の部活動及び校外活動の移動時の現状と安全確保に向けた対策についてお聞きします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

有賀教育長。

○教育長（有賀仁一君） お答えいたします。

このたびの磐越自動車道でのマイクロバス事故については、学校の教育活動の一環である部活動の移動中に発生した大変重大な事故で、極めて遺憾であり、本町におきましても児童・生徒の安全確保は最優先の課題であると重く受け止めております。

この事故を受け、小・中学校には、国が示す輸送の安全を確保するための貸切りバス選定・利用ガイドラインにより、貸切りバス事業者の選定に関する留意点や安全に配慮した無理のない行程の作成等について再度通知し、学校の教育活動における安全確保の徹底を指導したところであります。

併せて、校外活動及び部活動大会時のバス運行業務を委託している事業者に対しては、運転手の健康管理やアルコールチェックなどを含めた運行管理状況について改めて確認するとともに、引き続き事故防止対策に万全を期すよう依頼いたしました。

学校における校外活動や部活動を含めた児童・生徒の安全確保については、学校保健安全法において各学校で危機管理マニュアルを作成することが義務づけられており、本町の小・中学校においても事故等発生時に当該学校が取るべき措置の具体的な内容や手順を定め、適切に対処しております。

また、中学校における校外での部活動の移動手段については、各家庭による送迎を原則としており、日頃から保護者の方々に交通事故防止について注意喚起を行っております。

教育委員会といたしましても学校の管理下での校外活動や部活動のみならず、地域展開を進めている地域クラブ活動も含めて、子供たちが安全にかつ安心して様々な活動に取り組める環境づくりに今後とも努めてまいります。

○議長（田村弘文君） 緑川久子議員。

〔6番 緑川久子君登壇〕

○6番（緑川久子君） 国の対応が遅きに失した感もありますが、今後、部活動と安全管理の在り方が改めて検討されることと思います。これまでの部活の移動などでは、学校や保護者の方たちの負担は大変だったと思います。これからも子供たちが安心して部活動や校外活動に取り組めるように安全対策を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

中高年の運動器疾患、介護予防の取組について、福島医大のロコモティブシンドローム改善に向けたトレーニングアプリの活用について質問します。

現在、日本の65歳以上の高齢者は3,600万人を超え、総人口のおよそ3人に1人が高齢者です。そのような超高齢化社会を迎え、筋肉や骨、関節などの運動器疾患により、将来介護が必要になる危険性が高まるといわれているロコモの該当者が、予備軍を含めて4,700万人を超えました。

内訳として、40歳以上の主な運動器疾患の推計患者数は変形性膝関節症が約2,530万人、脊椎狭窄症などの変形性腰椎症が約2,790万人、骨粗しょう症が約1,300万人と報告されています。多くの高齢者が膝や腰、肩などの痛み悩まされています。

改めて中高年の運動器疾患が課題になっている中、福島医大ではロコモの予防や改善に効果的なトレーニング、ロコトレを音声や動画で配信するアプリを開発し、世界で初めてデジタル技術による適切な介入が中高年層の運動習慣の定着に効果があることを実証しました。

今、人生100年時代を迎えようとしています。高齢者が増える中、中高年の健康増進と介護予防の対策は喫緊の取り組まなければならない課題だと考えます。ロコモの予防には、若いうちから食生活や運動習慣などの生活習慣が重要です。福島医大のトレーニングアプリロコトレの活用を検討してはどうでしょうか。町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

佐藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤金哉君） 答えいたします。

ロコモティブシンドロームは骨や関節、筋肉などの運動器の衰えにより、立ったり歩いたりするといった身体能力が低下した状態をいい、進行すると将来介護が必要になるリスクが高くなるといわれております。日本整形外科学会の報告によりますと、40歳以上の5人に4人がロコモの予備群に入るとされており、小野町でも5,000人程度の方が対象になると推計されます。

町では、健康増進や体力づくりの一環として、20歳以上の方を対象にストレッチや有酸素運動を行う夜間ヘルスアップ運動教室、ヨガを中心に運動するフィットネスクラブ、60歳以上の方を対象に介護予防を目的としたヘルスアップ運動教室、町オリジナル体操である元気が〜体操を行う高齢者サロンの運動教室、スマホのアプリを活用したウォーキング事業など、ロコモやフレイル、生活習慣病の予防のために様々な事業に取り組んでおります。

議員ご提案の福島県立医科大学が開発したロコモを予防するトレーニングアプリは、平均運動実施率が93%、そのうち継続率は97%と報道されており、自宅にいながらロコモ予防ができる点で有効な手段と考えられます。現在、実証実験を終了したところであり、今後、実用化に関する情報を収集しながら、町での活用方法を検討してまいります。

○議長（田村弘文君） 緑川久子議員。

〔6番 緑川久子君登壇〕

○6番（緑川久子君） いろんな取組をしていらっしゃるということで、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

介護が必要になる原因の第1位が運動機能障害ですが、ロコモは回復可能な状態であり、毎日の運動が重要といわれております。皆さんと共に健康寿命を延ばしたいと思いますので、これからもいろんな指導をよろし

くお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問になります。

中東情勢の影響による新庁舎事業計画について質問します。

現在、新庁舎は令和9年度末の供用開始に向けて建設が進められていますが、長期化することが予想される中東情勢により、新庁舎建設に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。新庁舎事業計画によると、令和8年3月10日時点での概算事業費が約34億4,000万円と、当初の基本計画時の約28億円より約6億円ほど増えています。

これは人件費や物価高騰の増、また、先進的な建築設計により大幅な省エネルギーを実施するネット・ゼロ・エネルギー、通称ZEBの導入を見込んだもので、経済性に配慮した庁舎として、維持管理におけるコストの軽減や補助金などが検討されているようですが、この概算事業費に関しましては、今年の3月10日時点ということで、まだ中東情勢の影響は反映されておりません。

今後の先の見えない中東情勢は、さらなる物価の高騰や建築関係をはじめとする資材不足などが懸念され、工事の進捗状況や財源面に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、概算事業費の見直しが必要と考えますが、今後の新庁舎事業計画の見通しについてお伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹新庁舎整備室長。

○地域整備課長兼新庁舎整備室長（矢吹浩司君） お答えをいたします。

新庁舎建設に係る概算事業費につきましては、随時見直しを行っており、本年4月に開催された町議会における新庁舎建設等検討特別委員会において、本年3月時点での概算事業費として、当初計画より約6億円の増となりました約34億4,000万円の事業内訳や財源等についてご説明したところです。

この事業費には当初の概算事業費同様に、庁舎建設費のほか調査設計費や造成工事費などの関連費用が含まれており、庁舎建築費については、当初計画の22億円から4億6,200万円増額した26億6,200万円に修正しております。

この増額分につきましては議員ご発言のとおり、予算要求時における人件費や物価等の高騰費見込み分、そして、新庁舎建設後の長期にわたる光熱費の維持管理費節減を図るべくZEB化に取り組むための必要経費として増額計上をさせていただいたものであります。

なお、事業費につきましては中東情勢影響前の概算額であり、懸念される建設資材の上昇や供給不足などの影響については反映されていない状況であります。

新庁舎整備事業につきましては、今年度後期に庁舎建設工事を発注予定であります。今後の中東情勢の影響による物価の変動や物流の動き、他自治体の動向などを注視しながら事業を進めてまいります。また、建築や備品等に係るコストの削減を検討しながら、有利な起債である過疎対策事業債や緊急防災・減災事業債のほか、ZEB化を図るための補助金の活用などを行い、町財政負担を抑制できるよう概算事業費や事業スケジュールを見極めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（田村弘文君） 緑川久子議員。

〔6番 緑川久子君登壇〕

○6番（緑川久子君） 現在多くの工事現場でも中東情勢の影響により、工事の延期や工期の遅れなどが発生している状況です。新庁舎建設の先行きが大変心配されるところですが、先ほどの答弁にもありましたように、工事の見通しについては事態が中東情勢など、流動的であり、予測不能なこともありまして、大変難しいところだと思います。

また、財源面については補助金の活用やコストの削減を図るということを述べられておりました。また省エネルギー対策としてのZEBの導入については維持管理費の軽減につながる取組として期待されるところであります。ほかにも費用を抑制する様々な方策を検討していただき、将来的な負担を少しでも少なくする対策を講じていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（田村弘文君） 以上で、6番、緑川久子議員の一般質問を終わります。

◇ 國 分 順 一 君

○議長（田村弘文君） 次に、3番、國分順一議員の発言を許します。

3番、國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問させていただきます。

まず初めに、特色あるまちづくりについてであります。

昨年、総務文教常任委員会で視察してきた北海道東川町では、1985年に写真の町を宣言し、2014年3月には写真文化首都宣言をし、約1か月開催される東川国際写真フェスティバル、日本全国から予選を勝ち抜いた優秀校18校が東川町に集い、高校写真部の頂点を決める写真の全国大会の写真甲子園、交流のある国や地域の高校生が東川町に集まり、写真を通じて国際交流を行う高校生国際交流写真フェスティバルが開催され、私たちが訪問したときもカメラを持って町内を歩いている人をたくさん目にし、写真の町ならではの光景だと感じました。

また、茨城県境町では、全ての子供が英語を話せる町として全小・中学校に複数の外国人講師を常駐させ、外国人指導助手の数は全国平均1校当たり0.8人に対し、3.7人となっており、英語移住の町として注目されております。また、その他様々な施策が充実しており、人口は令和6年4月1日から1年間で67人増加しております。

本町でも町ににぎわいを見せるため、何かに特化したまちづくりを進め、それに対して施策を充実させ、交流人口、移住人口を増加させ、特色あるまちづくりをするべきと考えますが、町の考えをお伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

村上町長。

○町長（村上昭正君） お答えいたします。

人口減少が急速に進み、厳しい状況を迎えておりますが、町では持続可能なまちづくりに向けて、振興計画に掲げる人を大切にし、人を育てる、住みたくなる町をつくる、みんなで進めるをまちづくりの基本姿勢として、様々な施策に取り組んでおります。

そのような中で、他の自治体には類のない本町ならではの施策の展開は、町ににぎわいをもたらし、交流関係人口の拡大、さらには移住者の増加へと加速させ、人口減少対策や地域経済の活性化へとつながることが期待されることから、非常に重要な取組であると改めて強く感じております。

この思いを常に念頭に置いて、引き続き固定概念にとらわれず、自然、歴史、文化、産業、人材など、地域特有の資源を活用した施策あるいは前例に踏襲しない新たな価値観を生み出し、魅力のある施策などを、特色のある施策の立案に努めてまいります。

なお、さきに行いました夏井千本桜フェスタのような地元の方々も関わることで、特色のあるまちづくりの効果がより高まると考えておりますので、あらゆる機会を捉えて、町民と知恵を出し合いながら住民と共に進めていく所存であります。

議員ご発言のとおり、全国的には観光資源や地域産業、それから地場産品、子育て支援や教育の充実、移住施策やスポーツの誘致、地域の文化、伝統の推進、様々な数え切れない方策を講じて特色あるまちづくりを成功につなげている事例がたくさんあります。

東川町の写真甲子園、それから境町の英語で移住などもその一例だと思います。東川町の写真甲子園には、今年初めて福島県、安積黎明が参加することになっております。そういった中でどのようなコンセプトで特色ある町をつくっていくのか、いろんな考え方、方法などがあるかと思いますが、最初はスモールスタートでもいいと思います。まずは始めてみるのが大事ではないかと思っております。

そこで、町では現時点、発酵のまちづくりを進めております。これにつきましては、小泉武夫先生のご指導をいただきてみそ造り、それから酒造り、乳製品というようなことで、今、部会をつくって進めておりますけれども、これをもっと具体的にして、先日も小泉先生といろいろ協議をさせていただいて、発酵の町ということをしつかりと進めてまいりたいと考えております。

それから、耕作放棄地の解消ということで、昨年から栗の栽培を始めました。栽培といいますか、植栽を始めてきたところでありまして、栗についても笠間市の指導を受けながら、笠間市に10月に行きますと、道の駅にあふれんばかりのお客さんがスイーツを求めて来しております。

そういったことを念頭に置きながら、先月は長野県の小布施町に行つてまいりました。小布施も栗で売っている町であります。町中が栗一色で観光地となっているようなところでありまして、小布施の町長ともいろいろ協議をさせていただいて、ぜひ栗をどんどん植栽をして、東北の栗の山地にしていきたいなということで始めている状況であります。

また、先ほども緑川議員から発言がありましたように、やっぱり健康づくりというのは町民の皆さんにとって一番大事なことでないかなと思っておりますので、健康づくりの町を進めていきたいと思っております。それから、これからいつ何どき災害があるか分かりませんので、安心できる防災の町、それから先ほども英語で移住というような話もありましたけれども、地域で支える子育ての町などにもしっかりと力を入れて進めてまいりたいと考えております。

そのほかにもたくさんいろんな事業があろうかと思いますが、皆さんのご意見をお聞きしながら、特色あるまちづくりをしっかりと進めてまいりたいと考えておりますので、議員からのご提言もありましたが、ぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 次の質問に移ります。

企業誘致の取組についてであります。福島県の自治体では、若者や女性らの県外流出をいかに抑えるかが喫緊の課題となっており、本町も例外ではありません。企業誘致は雇用の場を創出するために大変重要なことであります。そこで、町ではこれまでどのように取り組まれてきたのかお伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

折笠企画政策課長。

○企画政策課長（折笠顕一君） お答えいたします。

町では、企業誘致に関しては総合計画においても地域振興政策のための重要な柱に位置づけ、新たな雇用創出と地域経済の活性化を目指して取り組んでおります。これまで県内外企業の本社や福島県の東京事務所及び大阪事務所を直接訪問し、町のプロモーション活動などによる情報発信を行ったほか、新たな工場等の立地を検討している企業からの相談対応など、様々な誘致活動を行ってまいりました。また、町内の企業支援にも取り組み、町主催の合同企業説明会を開催するなど、雇用の場を確保にも努めております。

企業誘致活動は移住・定住の促進に大きな役割を果たしており、特に若者や女性の町外流出の抑制につながる方策の1つでもあります。今後も働きがいを感じられ、魅力のある仕事の創出に向けて、企業を創業する方への支援に取り組むとともに、産業用地には町所有の未利用の土地などをオーダーメード方式により確保していくことも検討しながら、企業誘致活動をさらに推進してまいります。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 再質問いたします。

ただいまの答弁で県内外の企業や東京事務所訪問と様々な行動を行っているということでしたが、現在、町のほうへは企業側から問合せがあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

折笠企画政策課長。

○企画政策課長（折笠顕一君） お答えいたします。

現在、新たな企業からの問合せはございません。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 再々質問をいたします。

現在、問合せはないということでしたが、先ほどの答弁に町有地のオーダーメードという話もあり

ましたけれども、問合せがあった場合の対策はどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

折笠企画政策課長。

○企画政策課長（折笠顕一君） お答えいたします。

お問合せがあった場合の対応といたしましては、企業が求めていることや課題としていることなど、企業のニーズを把握いたしまして、そちらにつきまして関係課と連携を図りながら、全庁的に様々な問合せに対して迅速に対応しているところでございます。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 次の質問に移ります。

今後の企業誘致についてであります。県は雇用の場を創出し、県外流出を抑制するため、地域産業クラスター計画、地場産業成長プランを作成することになりました。この計画が完成すれば、今年度から2030年度まで、手厚い国の財政支援が受けられます。町としても補助金等の財政支援を受け、企業誘致を進めるためにも積極的に関わりを持つべきと考えますが、町の考えをお伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

折笠企画政策課長。

○企画政策課長（折笠顕一君） お答えいたします。

議員ご質問にありますように、現在、福島県では国が進める地域未来戦略に基づきまして、（仮称）ふくしま地域産業成長プランの策定を進めているところでございます。現時点におきまして、県から特に詳細が示されておきませんが、この計画は市町村等の意見を踏まえ策定されることから、町といたしましても積極的に関わりを持って対応したいと考えております。

そして、この計画を活用して新たな雇用の場の創出が図れるかについて検討が進められるよう、今後情報収集を行うなど、事前の対応準備に努めてまいります。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 次の質問に移ります。

低学年のスクールバスの運行についてであります。スクールバスの運行の乗車要件について、現在、小学1年生が2キロメートル以上、2年生から6年生は2.5キロメートル以上、中学生は3.5キロメートル以上となっております。運行基準の見直しについては、以前、同僚議員が一般質問されております。そのときの答弁では、児童・生徒数の変動を踏まえ、スクールバスの運行の在り方を検討していくという内容だったと思います。

それを踏まえて質問させていただきます。

小学1年生のときは利用できたのに、2年生に進級した途端にバスが利用できなくなってしまうという小2の壁が心配されます。小学2年生はまだ低学年です。通学時の安全確保だけでなく、天気が不安定なこともあり、猛暑や降雪時の負担軽減なども考えられます。歩くという運動はとても重要なことだと思いますが、低学年の児童への柔軟な対応を検討してはいかがでしょうか。町の考えを教育長にお伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

有賀教育長。

○教育長（有賀仁一君） お答えいたします。

スクールバスの運行につきましては、これまでも多くの議員からご質問をいただいているところでありますが、初めに、改めてスクールバス運行の基本的な目的を確認させていただきたいと思います。それは学校統合によって学校までの距離が長くなり、通学が困難になる児童・生徒の便宜を図ることにあります。不審者や悪天候からの安全確保は副次的なものであり、スクールバス利用による効果です。

さて、これまでも答弁させていただいてまいりましたが、本町では国が示す小学生4キロメートル、中学生6キロメートルよりも短い、小学生2.5キロメートル、中学生3.5キロメートルを基準とし、小学校統合後のスクールバス運行をしてまいりました。また、乗車する児童・生徒の自宅の位置を考慮しながら、毎年、乗車場所や運行経路について、乗車時間にも配慮しながら運用基準を見直しております。

こうした中、3年ごとに行うバス事業者との前回契約の際に、1年生の乗車基準を2キロメートル以上に見直しました。入学当初の1年生の姿を見ていて、初めての小学校生活に慣れるまで配慮が必要だと判断した結果であります。

1年生も4月当初と比べて、学校生活にも慣れてきており、元気に学校生活を送る姿が見られます。小学2年生になるとさらに体力もついて、しっかりとしてきていると感じております。朝、一定の距離を歩いて登校することによって脳が活性化し、学力向上にもつながるという説もあります。

これまで幾度となく基準を改善したり、運用面での配慮もしたりしてまいりました。当面はその検証や今後の児童・生徒数の変動なども踏まえながら、持続可能で、より効果的なスクールバスの運行の在り方について、運用面を含めて検討を進めてまいりますので、現時点におきましてはご理解をお願いいたします。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 再質問いたします。

同僚議員が質問されたのは令和6年3月の定例会だったと記憶しております。現在の運行基準は令和5年4月から始まり、3年以上経過し、児童・生徒数も減少しております。検討した結果はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

有賀教育長。

○教育長（有賀仁一君） お答えいたします。

今年度、スクールバスを利用している人数は3年前と比べると、小学生131名で36名の減、中学生82名で9名の減、利用割合は41%で1%の減とほぼ横ばいの状態です。11台で運行していることから、1台ごとの乗車人数に大きな変化はありませんでした。

検討した結果、児童・生徒の居住実態に応じたバスの運行ルートと乗車定員、安全を確保できるバス停の位置の変更、これに伴う乗車時間や運行時刻の見直しを行い、乗車距離については現状維持と判断した次第です。

今後も持続可能で、より効果的なスクールバスの運行を行ってまいりますので、引き続きご理解を賜ります

ようお願いいたします。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 次の質問に移ります。

降車後についてであります。本町は中山間地域であり、バスを降りてから長い距離を歩かなくてはならない児童・生徒がいるのではないかと推測しますが、町として、長距離を歩いている児童・生徒がどの程度いるのか把握している範囲でお答えしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

有賀教育長。

○教育長（有賀仁一君） お答えいたします。

スクールバス降車後の歩いている距離についてですが、バス停から自宅までの距離が1キロメートル以上の児童・生徒は小学生が35人、中学生が15人となっております。また、自宅から歩いてバス停まで移動している小学生は51人となっております。スクールバスを利用している児童・生徒213人のうち、163人は自宅からバス停までの距離が1キロメートル未満という状況となっております。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 再質問いたします。

一番長い距離を歩いている児童・生徒はどれくらいの距離を歩いているのかお伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

有賀教育長。

○教育長（有賀仁一君） お答えいたします。

一番長い距離を歩いている児童・生徒は2名で、自宅からバス停までの距離が3キロメートルとなっております。当日の天候等によっては保護者に送迎していただいている場合もあるとお聞きしております。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 次の質問に移ります。

乗車条件の見直しについてであります。先ほども申しましたが、学年によって乗車条件の距離が違ってきます。例えば小学3年生の児童は2.5キロメートル以上となっておりますが、家が2.4キロメートルの場合、100メートル戻って2.5キロになっても乗車できないルールになっています。

そこで、乗車条件の見直しを検討するべきと考えますが、町の考えをお伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

有賀教育長。

○教育長（有賀仁一君） お答えいたします。

スクールバスの乗車条件につきましては先ほども答弁申し上げましたが、本町では国の基準よりもかなり緩和しております。心情的には100メートルくらいは認めてあげたいと思いますが、それを認めると110メートル

の人はどうなのか、120メートルは、といった話が出てくることは容易に想像できます。行政の立場では一定の線を引かざるを得ないことをご理解いただきたいと存じます。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 再質問いたします。

費用の面や公平性を考えると難しいことかもしれませんが、子育て支援の観点から児童・生徒の安全・安心、保護者の負担軽減などを考え、今後はルートの見直しやワゴン車等の活用なども考えてはいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

有賀教育長。

○教育長（有賀仁一君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたとおり、スクールバス運行の基本的な目的は、学校統合によって学校までの距離が長くなり、通学が困難になる児童・生徒の通学の便宜を図ることにありますが、議員ご発言のように児童・生徒の安全・安心の確保、保護者の負担軽減などを考えることも必要かと思えます。

スクールバスの維持管理コストや児童・生徒、保護者間の公平性の確保も考えながら、議員ご提案のスクールバス運行ルートの見直しやワゴン車等の活用につきましても、例年行っている見直し作業に加えて、在籍する児童・生徒数の今後の変動なども踏まえながら検証を行い、運行業務に反映していきたいと考えております。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 次の質問に移ります。

データ放送についてであります。町では、3月31日までを試験期間とし、4月1日から本格的にデータ放送、dボタンかわら版の運用を開始しております。内容としましては、福島放送のチャンネルを選局し、dボタンを押せば、テレビを見ながら契約している自治体の情報を得ることができます。

小野町を選択すれば小野町の情報が流れ、今までパソコンやスマホでしか得られていなかった情報が文字数の制限があり、全て同じ文字でなくても、ほぼ24時間見ることができます。高齢者の方など、デジタル機器を使用しない、または通話しか使用しない方には大変よいものと思われれます。しかしながら、まだ利用している方が少ないのではないのでしょうか。

そこで、閲覧者数など、現在の利用状況はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

先崎デジタル推進室長。

○総務課長兼デジタル推進室長（先崎秀一君） お答えをいたします。

議員ご発言のとおり、福島放送のデータ放送、dボタンかわら版は身近なテレビ画面を通じて、地域の情報を誰でも簡単かつ素早く確認できるサービスで、今年度から本格的な運用を開始しました。

昨年度の試験運用期間につきましても、町からのお知らせを掲載しておりましたが、この4月からは予防接種のお知らせや運動教室への参加呼びかけ、交通安全運動の周知のほか、美術展、山開きなどのイベント情報、

議会の一般質問の傍聴の呼びかけなど、様々な情報を随時掲載しております。

ご質問の閲覧者数につきましては、福島放送からの情報ではインターネットに接続されているテレビの閲覧数を基に算出した回数となりますが、4月が延べ210回、5月が214回となっております。インターネットに接続されていないテレビからのアクセスも含めると、放送電波を通じて取得できるため、実際にはさらに多くの方にご覧いただいているものと見込まれます。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 再質問いたします。

高齢者や情報弱者の方への周知はどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

先崎デジタル推進室長。

○総務課長兼デジタル推進室長（先崎秀一君） お答えをいたします。

高齢者などへのデータ放送に係る周知につきましては、広報紙や公式ウェブサイト、公式LINEなどで行ってまいりました。今後、福島放送においてdボタンかわら版の操作方法の周知に加え、小野町でもデータ放送を開始している内容のテレビコマーシャルを放映いただく予定となっております。

町としましても広報紙への定期的な掲載に加え、高齢者サロンや寿大学といった対象となる方々が集まる機会を捉え、チラシを配布するなど、引き続きデータ放送の周知を行ってまいります。

○議長（田村弘文君） 國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（田村弘文君） 以上で、3番、國分順一議員の一般質問を終わります。

◇ 會 田 百 合 子 君

○議長（田村弘文君） 次に、5番、會田百合子議員の発言を許します。

5番、會田百合子議員。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） 議長より質問の許可を得ましたので、通告に従い、質問いたします。

子ども・子育て支援金による住民負担増の問題と子ども政策の適正化について質問いたします。

2026年度4月より、子ども・子育て支援金の徴収が始まりました。この制度は公的医療保険に拡大して徴収される新たな負担制度であり、児童手当の拡充などの財源に充てられるとされています。しかし、子供の有無に関係なく、広く負担を求める仕組みであることから、いわゆる独身税ではないかとの批判も出ています。

問題なのは言葉ではなく、制度の仕組みです。つまり、給付は主として子育て世帯に集中する一方で、負担は独身者や若年層、中間層にも広く課せられる。そのことに不公平感を抱く住民が少なからずいるということ

であります。特に現在は物価高や社会保険料負担の増加によって、若い世代の生活は厳しさを増しています。少子化についても婚姻減が先にあり、その結果として出生減が起きている、少子化の本質は第一子出生率の低下であるとの分析があります。

当たり前ですが、第一子が生まれなければ、第二子、第三子は存在しません。にもかかわらず、少子化対策として社会保険料に上乗せして、更なる負担を押しつけ、取って配るを拡大し続けることが本当に問題がないのか私は強い疑問を持っています。

実際、少子化対策予算は30年以上拡大され続けましたが、出生数は1994年の123.8万人から2024年には68.6万人へ減少し、出生率も1.50から1.15へ低下しました。この状況を見るとこれまで成果が上がっていない少子化対策を抜本的に見直し、結婚や子育てをしやすい経済環境そのものをつくる必要があると思われます。

また、税金や社会保険料を集めれば集めるほど、末端では申請、条件、対象区分など、複雑で不自由な制度が増え、無駄な人員や費用が必要となり、行政サービスの効率が悪くなります。だからこそ、まくだけのお金なら、最初から取るなどという視点も重要ではないでしょうか。

私は小さな政府、安い税金、つまり国民から税金等を必要以上に取らず、本当に必要な施策に重点化する政治こそが結果として若い世代や子育て世代を支える道ではないかと考えます。

次の点について質問いたします。

子ども・子育て支援金による住民負担増の問題について、国民健康保険等の公的医療保険に上乗せして徴収される子ども・子育て支援金について、制度の概要と被保険者の負担増はどの程度になるのか伺います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹町民生活課長。

○町民生活課長（矢吹昌之君） お答えいたします。

子ども・子育て支援金については、こども未来戦略加速化プランにおいて定められた児童手当の拡充、妊娠・出産時の支援や今年度から始まっておりますこども誰でも通園制度など、子育て支援への財源の一部として令和8年度から全ての世代、企業の皆様から拠出していただくものであり、公的医療保険料と合わせて納めていただくことになります。

この支援金については、社会保障の歳出改革などによる社会保険負担軽減の範囲内で導入することが法律で定められており、支援金の負担は増加しますが、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させることで支援金の負担は相殺される仕組みとなっております。

次に、被保険者の負担につきましては、加入する公的医療保険によって負担額の違いがあり、一概にはお答えできませんが、当町の国民健康保険の被保険者の場合、所得金額に応じた所得割と被保険者の人数に応じた均等割、1世帯当たり定額の平等割の3つを合算した金額を国民健康保険税として負担していただくことになります。

その負担額は世帯構成や所得の状況にもよりますが、参考例として課税の基礎となる前年度の所得が200万円ある1人世帯の方で計算を行いますと、令和8年度における負担は年間で8,200円となります。なお、今議会において子ども・子育て支援金に関連する条例の改正議案を提出させていただいております。

○議長（田村弘文君） 5番、會田百合子議員。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） 次の質問に移ります。

いわゆる独身税ともいわれる本制度は、新たな不公平感を生むなど、制度として問題があります。物価高騰が家計を直撃しており、住民負担を強いる本制度について町民への説明を十分に行った上で、国へも住民の負担が少しでも少なくなるよう制度の再考を促すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹町民生活課長。

○町民生活課長（矢吹昌之君） お答えいたします。

子ども・子育て支援金はいわゆる独身税などともいわれておりますが、支援金は独身の方だけではなく、全ての世代の方に負担していただくことになります。児童手当やこども誰でも通園制度など、支援金により拡充される給付を受けるのは子育て世代ではありますが、拡充された給付により育った子供たちは成長し、やがて国の社会保障制度の担い手になっていきます。

私たち現役世代が将来、高齢者となったときに社会を支える若い世代を育むという支え合いの循環を維持する点から、支援金の制度は独身の方や高齢者の方を含めて、全ての方にメリットがあるものとされております。

議員ご発言のとおり、現在、物価高騰による家計への負担が多くなっている中で、今回の支援金の負担が加わることになります。一地方公共団体が、国が決定した制度について再考を促すことは難しいことでありますので、支援金の制度を町民の皆様にご理解いただけるよう広報紙や町ウェブサイトなどにより、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えておりますので、議員のご理解をお願いいたします。

○議長（田村弘文君） 5番、會田百合子議員。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） 次の質問に移ります。

町では、子ども・子育て関連事業は、主としてどのような成果を目的として実施しているのか、政策の適正化と財政健全化を進めるために各事業について、事業の見直しや廃止を行っているのか伺います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

吉田子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉田 隆君） お答えいたします。

町の子ども・子育て事業については、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で全ての子供が健やかに成長できる環境を整えるとともに、保護者が安心して子育てのできるまちづくりを進めることを基本目標として実施しております。

小野町総合計画では、子育て環境や支援への満足度の向上を図るために成果指標を掲げ、各種事業に取り組んでおり、第3期小野町子ども・子育て支援事業計画や小野町こども計画などの関連する計画と連携、整合性を図りながら、施策を展開しているところであります。

具体的な取組としましては、春休み期間中における児童クラブの受入れ体制の拡充や、笑顔とがんばり子育て応援金の支給に際し、保護者の皆様の手続の負担軽減のための仕組みの構築を行ったほか、子ども食堂においては、時機を捉えて祖父母世代を含めた地域の方々が参加できる場や親子で参加できる機会を設けることを

計画しております。引き続き計画に掲げる成果達成に向け、社会情勢に応じた事業内容を見直しながら、事業の費用対効果を検証し、新たな財源の確保や事業経費の削減に努めてまいります。

○議長（田村弘文君） 5番、會田百合子議員。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） 次の質問に移ります。

楽曲「翔」～はばたく～の活用方法についてです。令和5年度にB&G財団のご協力により「マンガふるさと」の偉人「小さな巨人～作詞家・丘灯至夫物語」を出版しました。町では、これを記念して令和6年度に作詩コンクールを実施し、一般、青少年部を合わせ499点の作品が応募されました。

令和7年度に作詩コンクールで入賞された作品の中から、楽曲制作にふさわしい作品が選ばれました。選ばれた作品は「翔」～はばたく～であります。作詩吉田明咲さん、補作詩丘きんじ氏、作編曲吉田卓矢氏となっています。作詩の内容を見ると巣立っていくイメージで、曲もとても聞きやすく温かみのある楽曲です。町として、この楽曲をどのようにPRをして、周知して活用していくのか伺います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

赤坂教育課長。

○教育課長（赤坂泰秀君） お答えをいたします。

小野町町制70周年記念事業で制作いたしました楽曲「翔」～はばたく～につきましては、作詩コンクールで入賞しました吉田明咲さんの作品に丘灯至夫氏のご子息である西山謹司氏に補作詞を、小野小学校校歌の作曲をされた吉田卓也氏に作曲を依頼し、制作したものであります。また、作曲を依頼いたしました吉田氏には合唱用並びに吹奏楽用の楽譜も作成していただきました。

今後の作品の活用につきましては、町の公式ウェブサイトで既にご視聴いただけるほか、作成いたしました楽譜を学校や地域の合唱団等に広く提供し、発表会や各種文化事業において演奏していただくことで、町への愛着や郷土意識の醸成につなげてまいりたいと考えております。

また、公民館等の社会教育施設での利用をはじめ、町の文化振興事業や各種イベントにおいても積極的な活用を図り、作詩コンクール入賞作品の魅力を広く発信してまいります。

○議長（田村弘文君） 5番、會田百合子議員。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） 再質問いたします。

CDを聞かせていただきましたが、4月の小野中学校の入学式で在校生の校歌を歌う声がとてもすばらしかったので、ぜひこの楽曲を生徒たちの声で聞きたいと思いました。また、卒業シーズンである3月頃に駅のホームで流すなど考えられるか伺います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

赤坂教育課長。

○教育課長（赤坂泰秀君） お答えいたします。

議員ご発言のとおり、小野中学生の校歌の歌声は入学式、文化祭、卒業式等でも大変すばらしいです。ぜひ提供した楽譜を活用し、授業や発表の機会に歌っていただければと思います。また、地域の合唱サークルの皆

様にご協力をいただき、地域の皆様に聞いていただく機会を設けてまいりたいと考えております。

議員ご提案の卒業シーズンである３月頃に小野新町駅において本楽曲を流すことにつきましては、ＪＲと協議を進めてまいりたいと思っております。

○議長（田村弘文君） ５番、會田百合子議員。

〔５番 會田百合子君登壇〕

○５番（會田百合子君） 以上で、私からの質問は終了いたします。

○議長（田村弘文君） 以上で、５番、會田百合子議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって本日の会議日程は全て終了いたしました。

傍聴者の皆様には夜分遅くまで傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。

明日も６時から一般質問を行いますので、ぜひ議場のほうに足を向けていただければと思います。遅いので、気をつけてお帰りくださるようお願いいたします。

以上をもって本日の会議日程は全て終了いたしました。

散会 午後 ７時１８分